



家庭教師紹介・サポート契約 兼 関連商品申込に関する概要書面

特定商取引に関する法律第42条第1項および省令の規定に基づき、下記内容について説明いたします。この内容は重要ですので、十分読み理解していただくお願いいたします。

役務（家庭教師紹介・サポート）提供に関する概要	
役務提供事業者	家庭教師のランナー / 株式会社よんろく 代表者 高見 史朗 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-9-13 MKビル302 TEL：052-856-4100 〒604-8136 京都市中京区梅忠町24番地 三条COHJUビル415
入会金	22,000円(消費税込)※一家庭につき 生徒の初期カルテ作成代/家庭教師初期登録費用として。教師追加は1名につき22,000円必要、生徒追加は1名につき11,000円必要。教師交代無料。 ※退会後の再入会には、入会金が必要となります。 ※有効期限：生徒の高校卒業まで。
保証金	13,000円(消費税込)※一家庭につき 入会中に生じる債務担保として(利息なし)。退会時は13,000円から未払い債務を差引いた金額をご返金します。ご返金完了時に退会となります。
役務提供内容	(種類および提供の方法) 家庭教師の紹介・サポート
役務提供期間	入会金の入金日から申込対象生徒の高校卒業年の3月31日まで。 ※家庭教師申込書 兼 学習ゼミ申込書③の役務提供期間参照
指導料	小学生(1~3年)…1時間1,800円～ 小学生(4~6年)…1時間1,800円～ 中学生…1時間1,800円～ 高校生…1時間2,000円～ ※テスト前等の回数・時間数の途中変更も可能です。担当教師と直接ご相談ください。 ※無料で教師交代が可能です。 当社までご連絡ください。
交通費	交通費(実費交通費×月間指導回数)はお客様にご負担いただきます。
支払時期・方法	入会金・保証金 お申込時に担当者にお支払いいただくか、所定用紙にてお振込ください。
	指導料 当月の実際回数分を当月最終指導日に直接家庭教師にお支払ください。
	交通費 当月の実際回数分を当月最終指導日に直接家庭教師にお支払ください。

関連商品（学習ゼミ）販売契約に関する概要	
関連商品販売事業者	株式会社マスターマインズ 代表者 山崎 大輔 〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-1-17-5F TEL：022-208-5022
商品種別・金額	商品の詳細は、裏面「関連商品種別・金額・詳細」を参照ください。
支払方法	現金一括または分割払いになります。分割払いの場合は最長36回までの分割可能です。分割払いを希望される場合、信販申込み、または割賦契約に申込みが必要になります。分割払いにともない信販会社または当社指定の事務手数料または分割手数料がかかります。分割に伴う手数料はお客様負担です。(関連商品販売事業者の都合により、割賦契約でのお支払いができない場合があります。)
支払時期	現金一括払：契約日より4営業日以内 分割払：原則として、契約月の翌月または翌々月より1~36回
商品の引渡	入会金の入金日より原則15日以内
抗弁権の接続について	分割払いをされる場合は商品や役務に関して問題がある場合は、その問題が解決されるまで支払いを停止することができます。
前受金の保全措置	前受金の保全措置は講じておりません。

クーリングオフについて

お客様がお申込をされ、当該契約に係る契約書面を受領した日から起算して14日(注)を経過する日までは、書面により家庭教師の指導契約について、無条件で解除(以下クーリングオフ)することができます。その場合、お客様より受領した入会金・保証金は速やかにその全額をお返しいたします。また既に一部の役務の提供があった場合でも指導料・損害賠償・違約金等について何らの支払義務はありません。クーリングオフの効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。

【簡易書留扱いが確実です】

なお、不実告知により誤認し、または威迫により、困惑してクーリングオフしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して14日(注)を経過する日までクーリングオフができます。

(注) 法定の期間(8日)よりもお客様にとって有利となるよう自主的に6日延長させていただいております。

◎書面送付先(関連商品に関する申し出先も同一です)
家庭教師のランナー(株式会社よんろく)
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-9-13-302

記載必要事項を記見本参照

郵便はがき
〒450-0002
愛知県名古屋市中村区
名駅3-9-13-302
家庭教師のランナー
(株)よんろく行

①申込日 平成〇年〇月〇日
②販売店名 ランナー
③担当者名
④販売店住所 愛知県名古屋市中村区名駅3-9-13-302
⑤電話番号 052-856-4100
⑥商品名 家庭教師・関連商品
上記日付の申込み又は契約を解除します。
契約者名および住所、電話番号

クーリングオフ期間経過後の中途解約について

◎家庭教師の紹介・サポート契約について

お申込年月日より14日間(*1)を経過した後、家庭教師紹介・サポート契約の解約をご希望の場合、次の金額をご負担の上、将来に向かって解除(中途解約)することができます。
*1 クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算した14日間となります。契約期間中でもいつでもこの契約を解除することができます。その場合、次の違約金を支払うものとします。

- 【指導開始前】クーリングオフ期間(14日間)を過ぎた後、テキストに書き込み等がないまま使用しておらず、かつ指導が開始されていない場合には、違約金等のお支払いは一切ございません。
- 【指導開始後】中途解約の時点において入会金および、家庭教師による指導を行った期間に係る未払の指導料・交通費等がある場合には、その金額をお支払いいただきます。

◎関連商品(学習ゼミ)販売契約について

家庭教師の指導契約について、上記の中途解約をされた場合には、関連商品販売契約を解除できます。この場合の関連商品(学習ゼミ)の清算については、次の①または②の通りとします。

- ①お客様から関連商品の返還を受けた場合
当該関連商品の使用料に相当する額をお支払いいただきます。
すでにお支払いいただいている額に差異がある場合は精算をさせていただきます。
- ②お客様から関連商品の返還がない場合
関連商品代金全額をお支払いいただきます。
- ③関連商品の内容変更(減額)の場合
クーリングオフ期間経過後に、関連商品の内容変更(減額)をされる場合は、お申込みいただいた関連商品代金の3%が変更手数料としてかかります。

*テキストに関しては1教科1学年毎に2冊~8冊で1セットとされているため、2冊~8冊のうち一部でも使用された場合は通常は再利用ができなくなります。そのため、使用済みの教材は2冊~8冊単位で計算されます。
*役務提供終了後の商品については対象外になります。
*関連商品の返送手数料はお客様のご負担になります。
*中途解約、関連商品の解除または変更について、上記以外に違約金等をご請求することはありません。